

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月4日 15時10分ごろ
発生場所	神奈川県鎌倉市稲村ヶ崎南方沖 湘南港灯台から真方位084° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 18.0′ 東経139° 31.5′)
事故の概要	プレジャーボートさんごIIは、漂流中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年6月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート さんごII、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-56229 神奈川、静銀リース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機フィンに折損、船底外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約9.0m/s、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1.0m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者13人を乗せ、クルージングの目的でマリーナを出港した。</p> <p>船長は、稲村ヶ崎南方沖において遊泳しようとして主機を中立運転として漂流し、同乗者1人が遊泳できるか試しに海に入ったが、急に風が強くなってきたので、遊泳を諦めることとし、同乗者を本船に引き揚げようとしていたところ、本船は、風浪により北北東方に圧流され、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、遊泳者を本船に引き揚げたのち、携帯電話でレンタルボート会社に救助を要請し、船長及び同乗者全員が来援した救助艇に移乗した後、本船は、同救助艇に引き出され、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、稲村ヶ崎南方沖に浅瀬が存在することを知っていた。</p>
分析	本船は、浅瀬が存在する稲村ヶ崎南方沖において、約9.0m/sの南南西寄りの風が吹く状況下、船長が同乗者を遊泳させようと浅瀬の近くで漂流を続けたことから、風浪により圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浅瀬が存在する稲村ヶ崎南方沖において、約9.0m/sの南南西寄りの風が吹く状況下、船長が同乗者を遊泳させようと浅瀬の近くで漂流を続けたため、風浪により圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浅瀬のある場所に近寄らないこと。・ 船長は、付近に浅瀬がある海域で漂泊をする場合には、風浪による圧流に注意すること。 |
|--|---|